

総 括 調 査 票

事案名	(33) 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (大型クラゲ国際共同事業除く)			調査対象 予 算 額	平成 26 年度 : 349 百万円 平成 24 年度 : 376 百万円 平成 25 年度 : 315 百万円 平成 23 年度 : 521 百万円		
所管	農林水産省	組織	水産庁	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

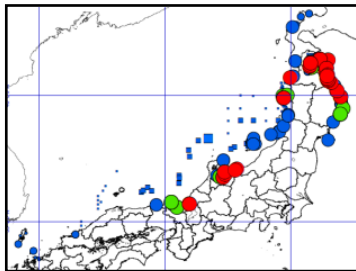
【事案の概要】

有害生物の駆除並びに陸上処理等の取組を総合的に支援（基金事業）。

【事業メニュー】

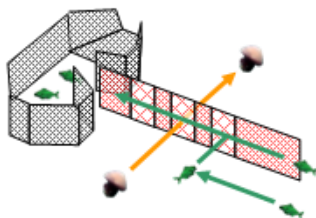
①出現調査及び情報提供

大型クラゲ等の有害生物の出現状況の把握及び情報提供。



②改良漁具等の導入促進

大型クラゲ等有害生物の混獲及び破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成。



③有害生物の駆除

沖合・沿岸域における大型クラゲ等有害生物の駆除に要する経費を助成。

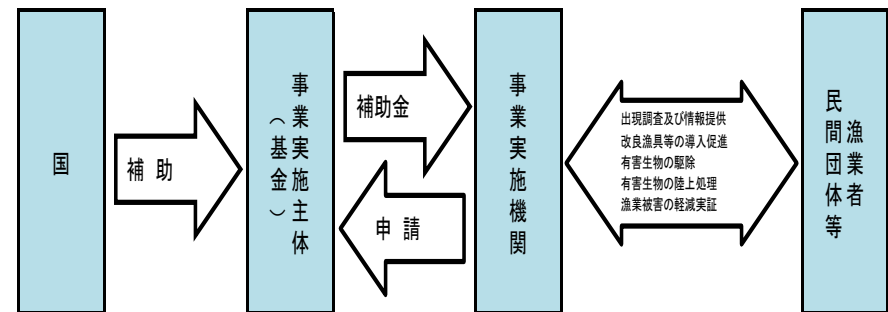


④有害生物の陸上処理

陸揚げされた大型クラゲ等有害生物の陸上処理及び有効利用に要する経費を助成。



【国費の流れ】



⑤漁業被害の軽減実証

トドによる漁業被害の発生予防・軽減対策を強化するための経費を助成。



【補助率】

定額、1 / 2

【交付先】

国 ⇒ 事業実施主体

総 括 調 査 票

事案名 (33) 有害生物漁業被害防止総合対策事業(大型クラゲ国際共同事業除く)

②調査の視点

1. 各事業の執行状況から予算規模が過大なものとなっていないかについて検証。

2. 各事業の活用状況について検証を行い、事業内容が事業目的を達成するために必要なものとなっているかについて精査。

③調査結果及びその分析

1. 各事業の執行状況について

各事業の執行率(執行額/予算額)を調査したところ、改良漁具等の導入促進事業については他事業と比して著しく低調であることが判明した。大型クラゲが大量発生した H21 年度においても執行率が 43%程度にとどまっている。申請から漁具完成までに3ヵ月程度の期間が必要であり、発生時期に合わせた導入が困難なことが執行率が低調である一因と考えられる。

一方、有害生物陸上処理事業及び有害生物被害軽減実証事業は平成 23 年度の執行率がやや低調であったが、これは陸上処理を要する有害生物の発生が想定を下回ったこと及び出現実態・生態把握事業が天候不順により実施できなかったことによるものであり、翌年度以降は改善されている。

(単位: %)

	H23年度 執行率	H24年度 執行率	H25年度 執行率
有害生物出現調査及び情報提供事業	109.8	109.6	138.6
改良漁具等の導入促進事業費	34.6	25.6	0.0
有害生物駆除事業	172.0	416.8	339.7
有害生物陸上処理事業費	63.4	448.2	965.3
有害生物被害軽減実証事業費	56.5	93.8	192.2
合 計	96.5	153.0	200.7

④今後の改善点・検討の方向性

1. 改良漁具等の導入促進事業について

執行率及び漁具導入後の利用状況が非常に低調であることを踏まえ、事業のあり方を検討すべき。

2. 有害生物被害軽減実証事業について

解決すべき技術的課題に対する適切な目標を早期に設定し、実証が必要な課題の整理及び計画的な事業実施を検討すべき。

2. 各事業の活用状況について

(1) 有害生物出現調査及び情報提供事業

当該事業は、有害生物による漁業被害を防止するため、出現予測海域の漁業関係者に向けた情報を提供するものであり、出現調査及び出現情報の収集・解析・提供を行うものである。現在、出現情報等は JAFIC ((一社) 漁業情報サービスセンター) を通じて公開されており、HP アクセス件数は年間 1,625 百件と有害生物に関する情報源として定着している。漁業関係者からも操業、駆除活動の参考として活用しているとの声が聞かれた。

(2) 改良漁具等の導入促進事業

当該事業は、大型クラゲ等の有害生物の混獲及び漁具の破損を防ぐための漁具導入にあたり漁連・漁協等に対して導入経費の一部を助成するものである。平成 21 年度以降に導入された 259 網のうち、実際に利用されたのは 12 網であり、残りの 236 網(※東日本大震災の亡失分 11 網を除く)は導入以後に大型クラゲの大量発生がなかったこと等を理由に、一度も利用されていなかった。

(3) 有害生物駆除事業 及び (4) 有害生物陸上処理事業

有害生物駆除事業は、漁業活動の維持、漁具破損の防止、労働費用の軽減等を実現させるため、有害生物の駆除に要する経費を助成するものである。ナルトビエイの駆除では駆除量の減少(H23年度 215 t → H25年度 154t)、食害被害の軽減(H25年度 509 t の貝類食害抑制)など顕著な成果が報告されている。

また、有害生物陸上処理事業では、陸揚げされた大型クラゲ等有害生物の処理及び有効利用を行うため、有害生物の陸上処理に要する経費を助成している。ホタテ貝養殖に深刻な影響を与えているザラボヤ(駆除量: H23年度 15,799 t → H25年度 29,749 t)の処理は、駆除事業と併せて活用されている。

(5) 有害生物被害軽減実証事業

当該事業は、北海道・青森で発生しているトドによる漁業被害を防止するため、猟銃を利用した追い払い活動の効果を検証する実証事業及び破れにくい漁具の実用化に向けた実証事業等に係る費用を助成するものである。本事業により、猟銃を利用した追い払い活動等の効果が明らかになったという声が聞かれた一方、実証事業で達成すべき目標が定められておらず、漁業被害防止のためにいかなる課題についていかなる実証を行う必要があるか不明であった。

